

東京都知事 石原慎太郎 様

2007年度の学童保育予算編成に関する要望書

2006年9月5日
三多摩学童保育連絡協議会
会長 林 正弘

常日頃、学童保育の向上のためにご尽力いただき感謝しています。

ご存知の通り学童保育は、共働き家庭等の増加によって保護者のいない放課後を過ごす子どもが増えているため、子どもの健やかな成長の場としてニーズが高まっています。また近年は、子どもが巻き込まれる事件が相次ぐ中、安全な居場所としても注目されています。このため、学童保育を必要とする児童は急激に増加しています。

三多摩学童保育連絡協議会が毎年5月に多摩地域の各市町に対して行っている調査では、多摩地域全体の今年の入所児童数は昨年より1600名以上増え、467箇所の学童保育所に2万8千名近い児童が通っています。1学童保育所あたりの平均児童数は、2001年では49.6人でしたが、今年の調査では59.6人と10人も増えています。殆どの自治体には80名、90名といった児童を抱える大規模学童保育所があり、また100名を超える学童保育所がある自治体も増え続けています。一昨年初めて1000人を超えた待機児童も、今年は1200人を超えてしまいました。待機児童と大規模学童保育所を解消するため、学童保育所を大幅に新設・増設することが急務となっています。

言うまでもなく学童保育では、子どもたちが安全に安心して継続した毎日の生活ができること、障がい児を含めた異年齢の子どもたちが仲間と共に育ちあえること、そのことを通じて保護者が安心して子育てしながら働き続けられること、これらが満たされていなければなりません。そのためには、学童保育事業の継続性と安定性の確保は不可欠であり、子どもたちの毎日の生活の要である指導員の身分保障、および専門性の追及が不可欠です。

1999年4月の東京都の学童クラブ運営費補助制度の改定も功を奏し、障がい児の受け入れは拡大しています。しかし臨時職員を研修も不十分なまま配置している自治体も少なくなく、障がい児が集団の中で仲間と共に成長しあえる関係を保障できていない状況があります。2005年4月に制定された「発達障害者支援法」第9条では、「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。」とされていますが、このような状況の中でそれが可能なかを懸念する声もあります。

また、1999年の改定では指導員の身分が問われなくなったため、指導員の非常勤化が急速に進められています。その上、学童保育指導員には相応しくない雇い止めを、非常勤職員ということで設定する自治体も増えており、とりわけ非常勤職員のみで運営されている自治体では、事業の継続性と安定性に対する不安が広がっています。

学童保育を公設公営で行っている自治体では、「持ち出しが多すぎる」との理由で民間委託を課題としているところも多くなっており、公の施設への民間企業の参入を許す「指定管理者制度」を、学童保育に導入することを条例化してしまった自治体もあります。民間委託の是非はともかくとしても、こうした施策変更の動きにおいては財政上の理由ばかりが先行しているのが実態で、学童保育としての中身が保障されるのが大きな問題となっています。

この4月より、東京都は子育て関連13事業の都加算補助を廃止し、「子育て推進交付金」に一本化しました。これにより、市町村の間で、また市町村内部の関連事業の間で、一定の金額を分配しあうこととなりました。今回の交付金化が「子育て推進」の名に相応しいものになるかどうかは未知数ですが、とりわけ制度的に未確立な学童保育事業が市町村任せになることには、大きな不安が広がっています。

また東京都は、交付金化の直後に学童保育の「ガイドライン」を策定されました。策定の経緯はともかくとして、その内容は是非とも区市町村に徹底していただきたいものが殆どですが、この「ガイドライン」が実質を持つためにも、東京都自身があるべき学童保育をどう考えているかを「設置・運営基準」として明確に示し、それに基づいて区市町村を指導することが必要と考えます。

加えて今回の大きな補助金制度の改定は、それが 23 区の課長会議に図られてから実質的な決定まで 3 ヶ月余り、実施まで半年という極めて短期間のものでした。1999 年の運営費補助制度の改定の際には、それが学童保育に限定したものであるにも関わらず、2 年に渡って様々な団体の意見を聞いた上での決定でした。私ども三多摩学童保育連絡協議会に対しても数回の説明の場を設けていただきました。情報公開と市民参画が常識となっている今、制度改定に際しては十分な配慮をお願いしたいと思います。

さて、このような状況の中、今年の 5 月 9 日に政府は「放課後子どもプラン」の創設を発表しました。現在「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)として概算要求がなされていますが、「放課後子どもプラン」は、この二つの事業の一体的な運営をその方向として含むものです。しかし、子どもの遊び場を提供することが主な目的で保育の概念のない事業との一体的な運営は、いくつかの自治体での先例を見ると、専用室の確保と専任指導員の配置など学童保育に必要な最低の条件すら満たされるのが疑問です。東京都として、二つの事業が目的や役割・機能が違う事業であることと、学童保育を固有の事業として実施すべきことを、この機会に再確認し各区市町村に周知していただきたく思います。

以上の状況認識と立場から、三多摩学童保育連絡協議会は当事者として以下要望いたします。東京都におけるレベルの高い学童保育水準は、長らく他道府県の目標となってきました。この地で健やかに育った子どもたちが、現在の東京を、日本を支えている事実思いを致された上、私どもの要望にご回答くださいますよう切望する次第です。

記

1. 学童保育の充実(大規模と待機児の解消、障がい児の受け入れ体制の充実、保護者の労働時間と通勤時間を考慮した開所時間の設定、指導員の身分保障と専門性の追及、等々)が図られるよう、1996 年 3 月の『東京都児童健全育成事業検討委員会報告』や、全国学童保育連絡協議会の『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』等を参照して、東京都独自の「学童保育の設置・運営基準」を策定してください。
2. 各自治体が学童保育施策を充実できるように「子育て推進交付金」や、学童保育に使える補助金を大幅に増額してください。また、「三位一体改革」による学童保育予算の一般財源化をしないよう、国に対し働きかけてください。同時に、現在の国の補助金単価を大幅に引き上げるよう、国に対し働きかけてください。
3. 政府が発表した「放課後子どもプラン」の「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室推進事業」とは、役割も目的も機能も違う事業であるというこれまでの東京都の立場を再確認し、区市町村に周知させてください。そして、毎日の継続した生活を保障する学童保育事業を行政の責任で充実させた上で、「放課後子ども教室推進事業」と連携するように区市町村に対し指導してください。
4. 情報公開と市民参画を行政手法の根本に置いてください。とりわけ学童保育の現場に関わる制度を改定する場合やプランを新たに策定する場合には、十分な情報公開をした上で、保護者と指導員の意見を聞いてください。

以上